

建第 588 号
令和 4年 6月 3日

一般社団法人 石川県建築士会
会長 照田 繁隆 様

石川県土木部建築住宅課長
(公 印 省 略)

外装仕上げ材等におけるタイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、
モルタル等の劣化及び損傷の状況の調査方法の明確化について

日頃より本県の建築行政の推進にご協力賜り誠にありがとうございます。

平成 20 年国土交通省告示第 282 号において、建築物の外壁調査については、タイル等の落下による事故を未然に防ぐための重要な調査項目として、6 ヶ月から 3 年以内に一度、手の届く範囲の打診等に加え、おおむね 10 年に一度、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的な打診等を行うこととされています。

今般「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件の一部を改正する件（令和 4 年国土交通省告示第 110 号）」が令和 4 年 4 月 1 日に施行され、建築物の外壁調査方法について、打診と同等以上の精度を有する無人航空機による赤外線調査が明確化され、「定期報告制度における赤外線調査（無人航空機による赤外線調査を含む）による外壁調査 ガイドライン」を参考とすることとなりました。

貴会におきましては、標記の件について、様々な機会を通じて、会員等へ周知をいただきますようよろしくお願いいたします。

(事務担当)
石川県土木部建築住宅課
建築行政グループ
TEL 076-225-1778
FAX 076-225-1779

赤外線装置を搭載したドローンによる建築物の外壁調査 関連情報

『国土交通省ホームページ 「定期報告制度における外壁のタイル等の調査について」』

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000161.html

令和4年3月29日付国住指第1581号・国住参建第3982号

「建築基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（技術的助言）」

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001474153.pdf>

定期報告制度における赤外線調査（無人航空機による赤外線調査を含む）による外壁調査
ガイドライン

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001474154.pdf>

『一般財団法人 日本建築防災協会ホームページ』

ガイドライン紹介動画 30秒 ver

https://www.youtube.com/watch?v=h_of0lnyahw

ガイドライン紹介動画 本編

<https://www.youtube.com/watch?v=TqwLOV-TijU>

特定建築物調査員講習

<https://www.kenchiku-bosai.or.jp/workshop/tokken/>

『一般社団法人 日本建築ドローン協会』

建築ドローン安全教育講習会

<https://jada2017.org/recture>